

# 嘉島町国土強靱化地域計画

令和8年5月

嘉島町

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| はじめに .....            | 1  |
| 1 計画策定の趣旨             |    |
| 2 計画の位置づけ             |    |
| 3 計画期間                |    |
| 第1章 基本的な考え方 .....     | 3  |
| 1 基本目標                |    |
| 2 強靱化を推進する上での基本的な方針   |    |
| 第2章 本町の地域特性 .....     | 5  |
| 1 地理的特性               |    |
| 2 自然環境                |    |
| 3 本町における災害リスク         |    |
| 第3章 脆弱性評価 .....       | 8  |
| 1 評価の枠組み及び手順          |    |
| 2 評価の結果               |    |
| 第4章 強靱化の推進方針 .....    | 11 |
| 第5章 計画の推進 .....       | 35 |
| 【別紙】                  |    |
| ① 脆弱性評価結果 .....       | 38 |
| ② 主要な施策事業・担当課一覧 ..... | 59 |
| ③ 用語集 .....           | 64 |



## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

熊本県では、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成11年の台風18号による高潮災害、平成15年の県南地域における土砂災害、平成24年の熊本広域大水害、令和2年7月及び令和7年8月の豪雨など、多くの風水害が発生している。

一方、国においては、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定され、様々な取組みが進められている。

こうした中、平成28年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度7を2度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、甚大な被害がもたらされた。

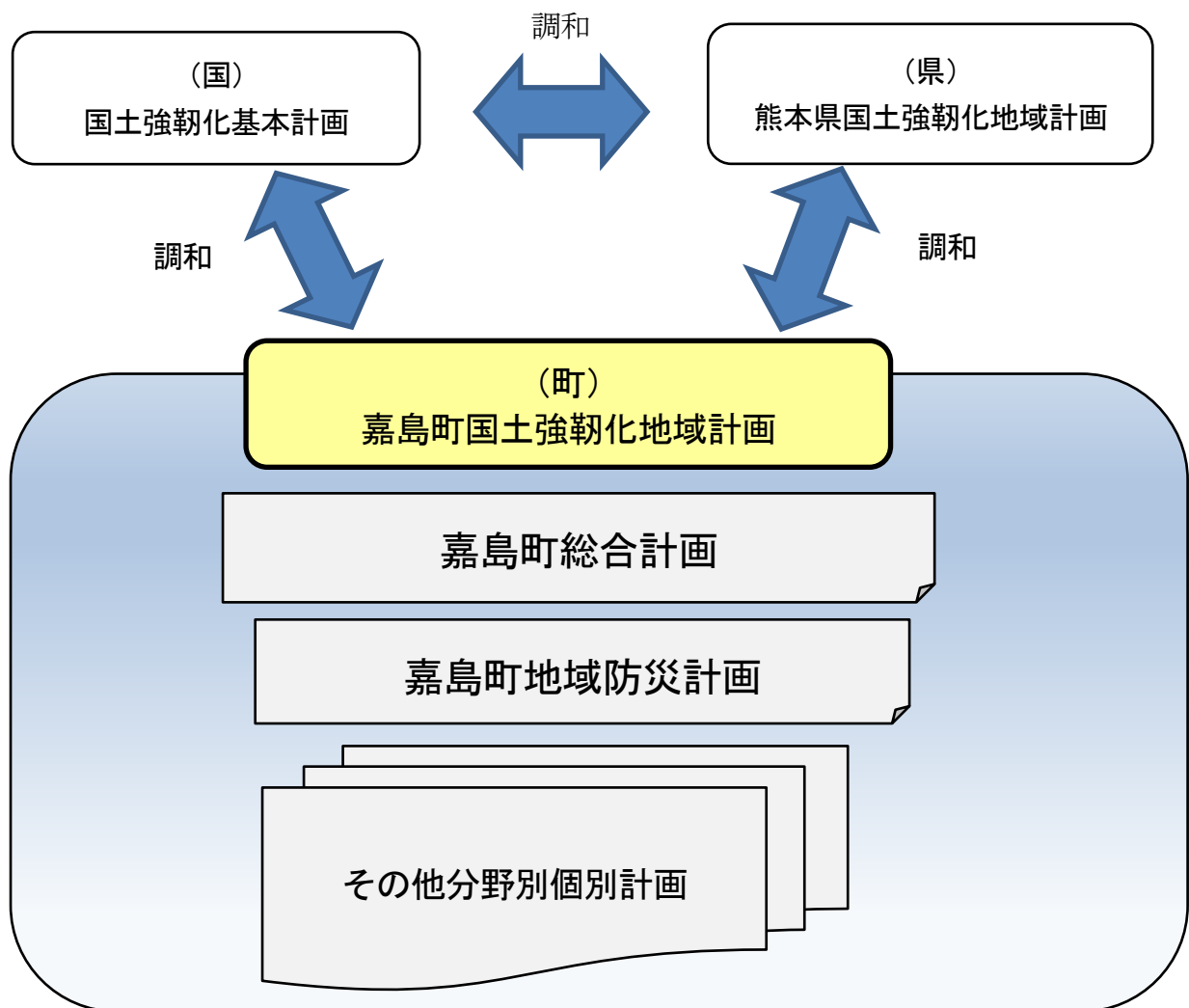
嘉島町では、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、平成29年3月に「嘉島町復興計画」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、災害に対する備えの強化に取り組んできたところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「嘉島町国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「嘉島町国土強靱化地域計画」を策定するものであり、本計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとし、嘉島町地域防災計画や本町の基本方針である嘉島町総合計画との整合性を図り策定する。

＜策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係＞



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までとする。

なお、計画期間中であっても、今後の社会情勢の変化や国土強靱化施策の状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、町の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、嘉島町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

## 2 強靱化を推進するうえでの基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと
- ④ 大規模災害に備え、県及び近隣市町村との連携だけでなく、国、県外自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

## (2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

## (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

## 第2章 本町の地域特性

### 1 地理的特性

本町は、熊本市の南東に位置し、東西約9.8km、南北約3.9km、面積16.65km<sup>2</sup>であり、熊本市、益城町、御船町に隣接している。四方を緑川、加勢川、矢形川に囲まれ、東部の台地と海拔5～8mほどの平野で構成され、清冽な清水をたたえる浮島をはじめ、阿蘇の伏流水といわれる湧水群が点在している。

【嘉島町の位置】



### 2 気候

本町が位置する熊本地方は、熊本平野を中心として夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候である。年平均気温は16℃前後、年平均降水量は約2,100mm程度で、降水量は6月～7月の梅雨期に集中している。

### 3 本町における災害リスク

#### (1) 風水害

本町における風水害は、梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生リスクが高まる時期は6月から10月にかけてである。

＜主な風水害による被害＞

| 発生年月    | 事項                                                                                  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和28年6月 | 【梅雨前線】 嘉島町・熊本市<br>◆死者291名・行方不明者272名・負傷者557名・家屋全半壊7,517戸<br>◆床上浸水48,937戸・床下浸水39,066戸 |
| 昭和57年7月 | 【梅雨前線】 嘉島町<br>◆床上浸水257戸・床下浸水345戸                                                    |

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 昭和63年5月 | 【停滞前線】嘉島町<br>◆負傷者1名・床上浸水240戸・床下浸水350戸 12km <sup>2</sup> |
| 平成5年6月  | ◆床上1戸・床下浸水15戸・非住家8戸・浸水面積3.52km <sup>2</sup>             |
| 平成7年7月  | ◆床上9戸・床下浸水90戸・非住家59戸・浸水面積5.30km <sup>2</sup>            |
| 平成9年7月  | ◆床上33戸・床下浸水150戸・非住家131戸・浸水面積5.20km <sup>2</sup>         |
| 令和7年8月  | ◆床上3戸・非住家1戸・大豆圃場約314ha 浸水                               |

## (2) 地震災害

平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震は、家屋倒壊や道路等の社会基盤が大きく被災する等、本町に甚大な被害をもたらした。

平成28年熊本地震において、本町の被害状況は次のとおりである。

### <人的被害>

| 区分   | 死亡（うち災害関連死） | 重傷者 |
|------|-------------|-----|
| 被害状況 | 5人（2人）      | 11人 |

### <家屋被害>

| 区分   | 全壊   | 大規模半壊 | 半壊   | 一部損壊   | 計      |
|------|------|-------|------|--------|--------|
| 住家   | 235棟 | 92棟   | 455棟 | 1,460棟 | 2,242棟 |
| 住家以外 | 429棟 | 32棟   | 204棟 | 775棟   | 1,440棟 |
| 計    | 664棟 | 124棟  | 659棟 | 2,235棟 | 3,682棟 |

### <公共施設等の被害>

| 区分    | 被害額    | 被災内容                                 |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 公共土木  | 3億7千万円 | 道路延長 8,399m 3億3千万円<br>河川延長 417m 4千万円 |
| 下水道施設 | 5億7千万円 | 管渠 4,358m 4億3千万円<br>浄化センター等施設 1億4千万円 |
| 農業施設  | 9億5千万円 | 農業施設（水路、農道等）<br>517箇所 9億5千万円         |
| 文教施設  | 2億円    | 小中学校3校、幼稚園、給食センター                    |
| その他   | 3億7千万円 | 役場庁舎、町民会館、町民体育館、公園6箇所等               |

＜県内における過去の主な地震・津波災害＞

※熊本県国土強靱化地域計画より

| 西暦(和暦)                      | 地 域         | 地震規模 | 主な被害                                                                           |
|-----------------------------|-------------|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 744.6.6 (大平16)              | 天草郡、八代郡、葦北郡 | M7.0 | 死者1,520人、民家流出470戸                                                              |
| 1619.5.1 (元和5)              | 肥後八代        | M6.0 | 麦島城はじめ家屋が破壊                                                                    |
| 1625.7.21 (寛永2)             | 熊本          | M5～6 | 死者50人、熊本城の石垣が一部崩落                                                              |
| 1723.12.19 (享保8)            | 肥後・豊後・筑後    | M6.5 | 死者2人、倒家980戸                                                                    |
| 1769.8.29 (明和6)             | 日向・豊後・肥後    | M7.4 | 県内で津波確認                                                                        |
| 1792.5.21 (寛政4)             | 雲仙岳         | M6.4 | 対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m)                             |
| 1889.7.28 (明治22)            | 熊本付近        | M6.3 | 死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等                                                 |
| 1975.1.23 (昭和50)            | 熊本県北東       | M6.1 | 負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)                                                      |
| 2011.10.5 (平成23)            | 熊本地方        | M4.4 | 震度5強(菊池市旭志)                                                                    |
| 2016.4.14 (平成28)<br>[前震](注) | 熊本地方        | M6.5 | 人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人<br>住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)<br>(平成29年9月13日時点) |
| 2016.4.16 (平成28)<br>[本震](注) | 熊本地方        | M7.3 |                                                                                |

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

|          |                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [前震時の震度] | 震度7(益城町)<br>震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)                                                                        |
| [本震時の震度] | 震度7(益城町、西原村)<br>震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町)<br>震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町) |

### 第3章 脆弱性評価

#### 1 評価の枠組み及び手順

##### (1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

##### (2) 起きてはならない最悪の事態の設定

本町の地域特性を考慮して、6つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

| 事前に備えるべき目標                                                                       | 起きてはならない最悪の事態 |                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる                                                  | 1-1           | 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生                                         |
|                                                                                  | 1-2           | 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生                                                      |
|                                                                                  | 1-3           | 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による浸水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |
|                                                                                  | 1-4           | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生                                                            |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1           | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺                                    |
|                                                                                  | 2-2           | 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺                                                   |
|                                                                                  | 2-3           | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶                                                               |
|                                                                                  | 2-4           | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止                                                             |
|                                                                                  | 2-5           | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足                                                           |
|                                                                                  | 2-6           | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺                                                    |
|                                                                                  | 2-7           | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                                                     |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する                                                   | 3-1           | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                |
| 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない                                   | 4-1           | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下                                                         |
|                                                                                  | 4-2           | 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下                                                          |
|                                                                                  | 4-3           | 有害物質の大規模拡散・流出                                                                            |
|                                                                                  | 4-4           | 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態                                                          |
|                                                                                  | 4-5           | 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響                                                        |
|                                                                                  | 4-6           | 農地等の荒廃による被害の拡大                                                                           |
|                                                                                  | 4-7           | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響                                                                     |

| 事前に備えるべき目標                                                                                |     | 起きてはならない最悪の事態                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|                                                                                           | 5-2 | 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態                                                           |
|                                                                                           | 5-3 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の機能の停止                                                              |
|                                                                                           | 5-4 | 石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止                                                                    |
|                                                                                           | 5-5 | 簡易水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                                                                 |
|                                                                                           | 5-6 | 地域交通ネットワークが分断する事態                                                                        |
|                                                                                           | 5-7 | 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶                                                            |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                                         | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                |
|                                                                                           | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態         |
|                                                                                           | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                                      |
|                                                                                           | 6-4 | 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態                                                                        |
|                                                                                           | 6-5 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                                      |
|                                                                                           | 6-6 | 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                                           |

### （３）評価の実施手順

- ① 各部署において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

## 2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

### (2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

### (3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

### (4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

### (5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害、平成28年熊本地震及び令和7年8月豪雨災害をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

## 第4章 強靱化の推進方針

本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

#### (1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### (住宅の耐震化) 【建設課】

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、「嘉島町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修等費用について補助を行う。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発を進める。
- 住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業など、国・県の補助制度を積極的に活用し、町営住宅、住宅の改修や新築を推進する。また、ブロック塀の倒壊防止等の対策による被害の抑制に向け、補助事業の継続と周知を図る。

##### (住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設課・都市計画課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊等の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と連携し、普及促進を図る。

##### (ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、ガス事業者においてはガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

##### (家庭・事業所における地震対策) 【総務課・建設課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の

固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、町の地震ハザードマップ等を活用して意識啓発を図る。

**（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】**

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

**（防災訓練の実施）【総務課】**

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修実施や職員の参集体制等を整備する。

**（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】**

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、関係機関との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

**（1-2）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生**

**（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止） 【総務課・社会教育課・学校教育課】**

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

**（社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【町民保険課・福祉課】**

- 大規模地震等の発生時、社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラー、非常用自家発電設備等の設置を促進する。

**（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課】**

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防本部と連携して、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

**（1-3）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生**

**（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設課】**

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、町民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、町の洪水ハザードマップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

**（円滑な避難のための道路整備）【建設課】**

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

**（避難指示等の適切な発令）【総務課】**

- 避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、町における避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

#### （事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを整備し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

#### （防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を 国から市町村が直接受信する Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

#### （災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

#### （防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

### （1-4）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### （防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を 国から町が直接受信する Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

#### （避難指示等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、町にお

ける避難指示等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

**（通信手段の機能強化）【総務課】**

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

**（要支援者対策の推進）【総務課・福祉課】**

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、町による避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

**（観光客の安全確保等）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設やホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

**（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課】**

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

**（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】**

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

**（学校の災害対応の機能向上）【学校教育課】**

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

**(2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート**  
**の途絶による救助・救急活動の麻痺**

（自衛隊、警察、消防等の町外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時等、町内の実働機関活動の絶対的な不足を補うため、応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した町における資機材の整備を促進する。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

**(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺**

（指定避難所等の見直し）【総務課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）

【総務課・社会教育課・学校教育課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、非常用電源や各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）【総務課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所の場所等について周知徹底を図る。

**（避難所運営体制の構築）【総務課・福祉課・社会教育課・学校教育課】**

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

**（避難所等の保健衛生・健康対策）【町民保険課】**

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（上益城地域における災害時感染症・食中毒対策手順書等）に基づき、その周知を図る。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

**（福祉避難所の円滑な運営）【福祉課】**

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを実施するとともに、要配慮者や町民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

**（熊本<sup>ディ・イー・キャット</sup>DCATの受入体制整備）【町民保険課】**

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）」の、迅速かつ適正な支援の受入れができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

**（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課】**

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

**（エコノミークラス症候群の予防）【町民保険課】**

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行

う。

### **(2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**

#### **(燃料供給体制の構築) 【総務課】**

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県と連携のうえ救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

#### **(医療機関の設備等の整備) 【町民保険課】**

- 大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

### **(2-4) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

#### **(備蓄の促進) 【総務課】**

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。
- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、県・市町村の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

#### **(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

#### **(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】**

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

#### **(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課・都市計画課】**

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

## **(2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足**

### **(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】**

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、熊本県石油商業組合やコンビニ等の民間との協定の締結を推進する。

### **(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画情報課】**

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

## **(2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

### **(熊本D P A T<sup>ディーパータット</sup>の受入体制整備) 【町民保険課】**

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム（熊本D P A T）を速やかに受け入れるための体制整備を図る。

### **(医療活動のルートの確保に向けた道路整備) 【建設課・都市計画課】**

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

## **(2-7) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生**

### **(感染症の発生・まん延防止) 【町民保険課・水環境課】**

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

### **(避難所等の保健衛生・健康対策) 【町民保険課・福祉課】（再掲）**

- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

### **(エコノミークラス症候群の予防) 【町民保険課】（再掲）**

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予

防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

#### **（生活用水の確保）【総務課・学校教育課】**

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。

#### **（下水道BCPの充実）【水環境課】**

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、町内全域で策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

### **3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する**

#### **（3-1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

#### **（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・社会教育課・学校教育課】**

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

#### **（業務継続可能な体制の整備）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。

- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等によるネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

**（学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定）【学校教育課】**

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当部署等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。

**（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】**

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

**（自治体間の応援体制の構築）【総務課】**

- 他市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

**（県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】**

- 大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

**（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

**（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】**

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

#### 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

##### (4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

###### （事業者におけるBCP策定促進）【企画情報課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

###### （金融機関や商工団体等との連携）【企画情報課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

###### （物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】（再掲）

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

##### (4-2) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

###### （農地・農業用施設の保全）【農政課】

- 地震や豪雨、台風等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行うために、関係機関と連携し実施する。

###### （災害時の集出荷体制の構築）【農政課】

- 大規模災害時の農作物等の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道等の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

###### （農業施設の耐候性等の強化）【農政課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を支援する。

**（共済等加入の促進）【農政課】**

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。また、収量減少や価格低下のリスクによる収入減少を補償するための収入保険への加入も促進する。

**（4-3）有害物質の大規模拡散・流出**

**（有害物質の流出対策等）【水環境課】**

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国、県及び事業者と連携した取組みを進める。

**（アスベスト対策）【水環境課】**

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

**（4-4）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態**

**（事業者におけるBCP策定促進）【企画情報課】（再掲）**

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

**（4-5）食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響**

**（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

**（県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課】**

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「熊本県市町村災害時応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

**（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

**（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】**

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

**（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】（再掲）**

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

**（4-6）農地等の荒廃による被害の拡大**

**（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農政課】**

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

**（鳥獣被害対策の推進）【農政課】**

- 鳥獣被害による農地等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県や地域と連携し、「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む鳥獣被害対策を進める。

**（4-7）風評被害等による地域経済等への甚大な影響**

**（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 県等と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

- 5 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

**(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態**

**(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】 (再掲)**

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

**(通信手段の機能強化) 【総務課】 (再掲)**

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

**(5-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態**

**(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課・都市計画課】**

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

### **(5-3) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の機能の停止**

#### **（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】**

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

#### **（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・社会教育課・学校教育課】（再掲）**

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

### **(5-4) 石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止**

#### **（燃料供給体制の構築）【総務課】**

- 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・L Pガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

### **(5-5) 簡易水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止**

#### **（簡易水道施設の耐震化等）【水環境課】**

- 簡易水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、簡易水道施設の耐震化を促進する。

#### **（応急給水体制の整備）【総務課・水環境課】**

- 大規模災害時に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部署の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。また、簡易水道区域内において給水が早急に再開されるよう体制を確保する。

#### **（生活用水の確保）【総務課・学校教育課】（再掲）**

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生

活用水の確保について事前の備えを推進する。

**（簡易水道ＢＣＰの策定）【水環境課】**

- 大規模災害時の簡易水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた取組みを支援する。

**（下水道施設等の耐震等）【水環境課】**

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ等の整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

**（浄化槽の整備等）【水環境課】**

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。

**（下水道ＢＣＰの充実）【水環境課】（再掲）**

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

**（5-6）地域交通ネットワークが分断する事態**

**（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画情報課】（再掲）**

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

**（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

**（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、集落間を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

**（5-7）異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶**

**（応急給水体制の整備）【総務課・水環境課】（再掲）**

- 大規模災害時に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部署の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。また、簡易水道区域内において給水が早急に再開されるよう体制を確保する。

**（生活用水の確保）【総務課・学校教育課】（再掲）**

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。

**6 大規模自然災害発生後であっても、社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱な姿で復興できる条件を整備する**

**（6-1）自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態**

**（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】（再掲）**

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する周知を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

**（相談体制の整備）【総務課】**

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

**（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】**

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

**（地域コミュニティの維持）【総務課】**

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

**（被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化）【総務課】**

- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝達装置を活用した被害情報収集を実施する。

**（6-2）災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【建設課】**

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

**（学校における人材の育成）【学校教育課】**

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

**（災害ボランティアとの連携）【福祉課】**

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入を前提とした体制を構築する。

**（被災建築物等の迅速な把握）【建設課】（再掲）**

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、市町村、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

**（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【社会教育課】**

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に

必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

### **(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

#### **(災害廃棄物処理体制の充実・強化) 【水環境課】**

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地選定などを行っているが、内容を定期的に確認・見直すことにより充実・強化を図る。

#### **(関係団体等との連携) 【水環境課】**

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、災害時応援協定に基づき、関係団体等と連携を図る。

### **(6-4) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態**

#### **(罹災証明書の速やかな発行) 【税務課】 (再掲)**

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する周知を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

#### **(応急仮設住宅の迅速な提供) 【農政課】**

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

#### **(地籍調査の実施) 【農政課】**

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

#### **(地震保険加入率の向上) 【総務課】**

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

#### **(災害ボランティアとの連携) 【福祉課】 (再掲)**

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入を前提とした体制を構築する。

**（相談体制の整備）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

**（金融機関や商工団体等との連携）【企画情報課】（再掲）**

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

**（6-5）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**（地域における共助の推進）【総務課】**

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

**（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】（再掲）**

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

**（地域と学校の連携）【学校教育課】**

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

**（地域コミュニティの維持）【総務課】（再掲）**

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

**（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）**

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する

機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を促進する。

#### **（6-6）道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

##### **（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

##### **（地籍調査の実施）【農政課】**

- 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

## 第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

### ＜重要業績指標（KPI）一覧＞

| 項目                                                      | 現状値   | 時点<br>(年度) | 目標値   | 時点<br>(年度) | 掲載リスク<br>シナリオ                                               |
|---------------------------------------------------------|-------|------------|-------|------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる                          |       |            |       |            |                                                             |
| 住宅の耐震化率                                                 | 85.2% | R7         | 100%  | R12        | 1-1                                                         |
| 公共施設の耐震化率                                               | 100%  | R7         | 100%  | R12        | 1-2                                                         |
| 防災訓練の実施回数                                               | 1回/年  | R7         | 1回/年  | R12        | 1-1, 1-3, 3-1                                               |
| 学校等教育施設の耐震化率                                            | 100%  | R7         | 100%  | R12        | 1-2                                                         |
| 道路の整備率                                                  | 89.1% | R7         | 90.0% | R12        | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 橋梁点検実施率                                                 | 100%  | R7         | 100%  | R12        | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 洪水ハザードマップの作成                                            | 策定済   | R7         | 改訂    | 必要時        | 1-3                                                         |
| 高潮ハザードマップの作成                                            | 新規    | R7         | 策定    | R8         | 1-3                                                         |
| 地震ハザードマップの作成                                            | 策定済   | R7         | 改訂    | 必要時        | 1-3                                                         |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） |       |            |       |            |                                                             |
| 道路の整備率（再掲）                                              | 89.1% | R7         | 90.0% | R12        | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 橋梁点検実施率（再掲）                                             | 100%  | R7         | 100%  | R12        | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 防災訓練の実施回数（再掲）                                           | 1回/年  | R7         | 1回/年  | R12        | 1-1, 1-3, 3-1                                               |
| 消防団員数                                                   | 270   | R7         | 370   | R12        | 1-1, 2-3, 6-5                                               |
| 指定避難所                                                   | 10 か所 | R7         | 10 か所 | R12        | 2-2                                                         |
| 福祉避難所                                                   | 1 か所  | R7         | 2 か所  | R12        | 2-2                                                         |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する                   |       |            |       |            |                                                             |
| 防災拠点の耐震化                                                | 100%  | R7         | 100%  | R12        | 3-1                                                         |
| 防災訓練の実施回数（再掲）                                           | 1回/年  | R7         | 1回/年  | R12        | 1-1, 1-3, 3-1                                               |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する                        |       |            |       |            |                                                             |
| 防災拠点施設等の非常用電源の整備                                        | 2 か所  | R7         | 3 か所  | R12        | 4-1, 4-3                                                    |

|                                                                               |       |    |       |     |                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------|----|-------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 道路の整備率（再掲）                                                                    | 89.1% | R7 | 90.0% | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 橋梁点検実施率（再掲）                                                                   | 100%  | R7 | 100%  | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| アスベスト対策に係る防陣マスクの備蓄                                                            | 備蓄なし  | R7 | 一定量   | R12 | 4-3                                                         |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない                                |       |    |       |     |                                                             |
| 道路の整備率（再掲）                                                                    | 89.1% | R7 | 90.0% | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 橋梁点検実施率（再掲）                                                                   | 100%  | R7 | 100%  | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る |       |    |       |     |                                                             |
| 合併処理浄化槽の普及率                                                                   | 14.3% | R7 | 10.0% | R12 | 6-3                                                         |
| 災害廃棄物処理計画の策定                                                                  | 策定済   | R7 | 改訂    | 必要時 | 6-3                                                         |
| 地籍調査進捗率                                                                       | 67.2% | R7 | 84.7% | R12 | 6-4、6-6                                                     |
| 下水道普及率                                                                        | 81.3% | R7 | 90.0% | R12 | 2-7, 6-3                                                    |
| 道路の整備率（再掲）                                                                    | 89.1% | R7 | 90.0% | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 橋梁点検実施率（再掲）                                                                   | 100%  | R7 | 100%  | R12 | 1-3, 2-1, 2-3, 2-6,<br>4-2, 5-1, 5-2, 5-4,<br>5-6, 6-4, 6-6 |
| 消防団員数（再掲）                                                                     | 270   | R7 | 370   | R12 | 1-1, 2-3, 6-5                                               |

## 脆弱性評価結果

---

## 1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

### （住宅の耐震化）【建設課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

### （住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課・建設課・都市計画課】

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

### （ガス設備の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス漏れ防止策等を進める必要がある。

### （家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

### （災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

### （防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

### （防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

## 1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

### （公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【総務課・社会教育課・学校教育課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

### （医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【町民保険課・福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

### （不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

## 1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

### （浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、ハザードマップを作成し、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

### （円滑な避難のための道路整備）【建設課・都市計画課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

### （避難指示等の適切な発令）【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

### （事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等に

より人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

**（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

**（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）**

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

**（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

#### 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

**（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

**（避難指示等の適切な発令）【総務課】（再掲）**

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

**（通信手段の機能強化）【総務課】**

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

**（要支援者対策の推進）【総務課・福祉課】**

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

**（観光客の安全確保等）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

**（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課】**

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

**（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】**

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

**（学校の災害対応の機能向上）【学校教育課】**

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

**2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートへの途絶による救助・救急活動の麻痺**

**（自衛隊、警察、消防等の町外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】**

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

**（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】**

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

**（救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。

## 2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

### （避難所運営体制の構築）【総務課・町民保険課・福祉課・社会教育課・学校教育課・企画情報課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

### （避難所等の保健衛生・健康対策）【町民保険課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

### （福祉避難所の円滑な運営）【福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

### （熊本DCA Tの受入体制整備）【町民保険課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援の受入体制を整備する必要がある。

### （指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

### （エコノミークラス症候群の予防）【町民保険課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

## 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### （燃料供給体制の構築）【総務課】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

### （医療機関の設備等の整備）【総務課・町民保険課】

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

## 2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

### （備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所及び町において備蓄を行う必要がある。

### （民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・企画情報課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

### （物資輸送ルート確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### （災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

### （公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画情報課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### （熊本DPATの受入体制整備）【町民保険課】

- 大規模災害時、精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

### （医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。

## 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### （感染症の発生・まん延防止）【町民保険課・水環境課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

### （避難所等の保健衛生・健康対策）【町民保険課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

**（エコノミークラス症候群の予防）【町民保険課】（再掲）**

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

**（生活用水の確保）【総務課・水環境課】**

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足するため、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。併せて衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれに留意する必要がある。

**（下水道ＢＣＰの充実）【水環境課】**

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・社会教育課・学校教育課】**

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

**（業務継続可能な体制の整備）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

**（学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定）【学校教育課】**

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

**（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】**

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそ

れがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

**（自治体間の応援体制の構築）【総務課】**

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や県及び県内の他自治体の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

**（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

**（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】**

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

#### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

**（事業者におけるBCP策定促進）【企画情報課】**

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

**（金融機関や商工団体等との連携）【企画情報課】**

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

**（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。

## 4-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

### （農地・農業用施設の保全）【農政課】

- 地震や豪雨、台風等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

### （災害時の集出荷体制の構築）【農政課】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ等の施設や農道等の被災により、農作物の出荷が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

### （農業施設の耐候性等の強化）【農政課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

### （共済等加入の促進）【農政課】

- 風水害などにより、農作物等が被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。また、収量減少や価格低下のリスクによる収入減少を補償する機能の確保も必要である。

## 4-3 有害物質の大規模拡散・流出

### （有害物質の流出対策等）【水環境課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

### （アスベスト対策）【水環境課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

#### 4-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

##### （事業者におけるBCP策定促進）【企画情報課】（再掲）

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

#### 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### （民間企業や国・県等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

##### （家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

##### （物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】（再掲）

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。  
網の確保が必要である。

#### 4-6 農地等の荒廃による被害の拡大

##### （農業生産基盤の整備及び保全管理）【農政課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低

下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため関係機関と連携し、農業生産基盤の保全等を実施する必要がある。

**（鳥獣被害対策の推進）【農政課】**

- 鳥獣被害による農地等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、県や地域と連携し鳥獣被害の防止を図る必要がある。

#### 4-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

**（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・企画情報課】**

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

#### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

**（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）**

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

**（通信手段の機能強化）【総務課・企画情報課】（再掲）**

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

#### 5-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

**（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。

### 5-3 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の機能の停止

#### （防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

#### （防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課・社会教育課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

### 5-4 石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

#### （燃料供給体制の構築）【総務課】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

### 5-5 簡易水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

#### （簡易水道施設の耐震化等）【水環境課】（再掲）

- 大規模災害時、簡易水道施設の被害の発生により、水道水の供給が長期間停止するおそれがあることから、耐震性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

#### （応急給水体制の整備）【総務課・水環境課】

- 大規模災害時、簡易水道施設の損壊や水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

#### （生活用水の確保）【総務課・水環境課】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染

症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

**（簡易水道ＢＣＰの策定）【水環境課】**

- 大規模災害時、簡易水道施設の被災による水道水の供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

**（下水道施設等の耐震等）【水環境課】**

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

**（浄化槽の整備等）【水環境課】**

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

**（下水道ＢＣＰの充実）【水環境課】（再掲）**

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

## 5-6 地域交通ネットワークが分断する事態

**（公共交通機関に係る情報体制の整備）【企画情報課】（再掲）**

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

**（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）【総務課・企画情報課】**

- 大規模災害時、帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

**（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】**

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である

## 5-7 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

### （応急給水体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、簡易水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

### （生活用水の確保）【総務課・水環境課】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

## 6-1 自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

### （罹災証明書の速やかな発行）【税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

### （相談体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。

### （自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

### （地域コミュニティの維持）【総務課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

## 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### （道路等の復旧・復興を担う人材の確保）【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

### （学校における人材の育成）【学校教育課】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

### （災害ボランティアとの連携）【福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

### （罹災証明書の速やかな発行）【税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

### （被災建築物等の迅速な把握）【建設課】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

### （被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【社会教育課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### （災害廃棄物処理体制等の構築）【水環境課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

### 6-4 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

#### （罹災証明書の速やかな発行）【税務課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

#### （応急仮設住宅の迅速な提供）【農政課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

#### （地籍調査の実施）【農政課】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

#### （地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

#### （災害ボランティアとの連携）【福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

#### （相談体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。

**（金融機関や商工団体等との連携）【企画情報課】（再掲）**

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

**6-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**（地域における共助の推進）【総務課】**

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

**（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】**

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

**（地域と学校の連携）【学校教育課】**

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

**（地域コミュニティの維持）【総務課】**

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

**（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）**

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

## 6-6 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### （迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課・都市計画課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、道路網の確保が必要である。

### （地籍調査の実施）【農政課】（再掲）

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

## 主要な施策事業・担当課一覧

---

| 掲載リスク<br>シナリオ                                       | 主要な施策事業                            | 具体的な取組内容や事業個所等                                                                                                                                                                                                                      | 担当課   |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1-1                                                 | 住宅の耐震化                             | 戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金                                                                                                                                                                                                                   | 建設課   |
| 1-1                                                 | 都市計画道路整備事業                         | 都市計画道路鯉森崎橋線整備事業                                                                                                                                                                                                                     | 都市計画課 |
| 1-2                                                 | 学校施設の耐震化                           | 嘉島東小学校体育館非構造部材落下防止対策事業<br>嘉島西小学校体育館非構造部材落下防止対策事業<br>嘉島中学校体育館非構造部材落下防止対策事業                                                                                                                                                           | 学校教育課 |
| 1-3                                                 | ハザードマップ作成                          | 洪水ハザードマップ<br>地震ハザードマップ<br>高潮ハザードマップ                                                                                                                                                                                                 | 建設課   |
| 1-3, 2-1<br>2-4, 2-6<br>4-1, 4-5<br>5-2, 5-6<br>6-6 | 道路の整備<br><br>歩道の整備<br><br>舗装の強化・補修 | 中学校線<br>滝河原下仲間線<br>上六嘉西村線<br>下六嘉三郎無田線<br>六嘉飯野線<br>鯉下六嘉線<br>鯉三郎無田線<br>秋津北甘木線<br>三郎無田上六嘉線<br>上六嘉北甘木線<br>鯉上島線<br>鯉駅中学校線<br>庄嶋土山線<br>下仲間上仲間線<br>上島滝河原線<br>上六嘉地区1号線<br>上六嘉地区4号線<br>上六嘉地区5号線<br>西村地区2号線<br>鯉地区1号線<br>上仲間地区3号線<br>上仲間地区4号線 | 建設課   |

| 掲載リスク<br>シナリオ | 主要な施策事業 | 具体的な取組内容や事業個所等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課 |
|---------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|               |         | 側道東線<br>側道西線<br>鯰上仲間線<br>上島西村線<br>下仲間犬渕線<br>西小学校線<br>上島高田線<br>上島上六嘉線<br>上島下六嘉線<br>上島地区13号線<br>中学校川田堰線<br>高田地区3号線<br>上仲間早田線<br>上島地区16号線<br>鯰地区12号線<br>芝原森崎線<br>鯰森崎橋線<br>二子塚花立線<br>上六嘉地区10号線<br>鯰皆根1号線<br>鯰太郎丸3号線<br>鯰太郎丸4号線<br>鯰中ノ瀬橋線<br>三郎無田秋津線<br>上六嘉大六橋線<br>上六嘉地区11号線<br>浮島線<br>八龍線<br>高田地区6号線<br>上仲間地区8号線<br>三郎無田地区3号線<br>北甘木下六嘉線<br>嘉島御船線<br>ショッピングセンター1号線<br>ショッピングセンター2号線<br>下仲間城南橋線 | 建設課 |

| 掲載リスク<br>シナリオ                                                   | 主要な施策事業                | 具体的な取組内容や事業個所等                                          | 担当課  |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|------|
|                                                                 |                        | 西村地区 1 3 号線<br>下仲間地区 9 号線<br>三郎無田地区 5 号線<br>三郎無田地区 6 号線 | 建設課  |
| 1-3, 2-1<br>2-3, 2-6<br>4-2, 5-1<br>5-2, 5-4<br>5-6, 6-4<br>6-6 | 橋梁点検<br><br>橋梁長寿命化、耐震化 | 橋梁 1 1 1 橋<br>(橋梁個別施設計画に基づいた橋梁修繕等)                      | 建設課  |
| 2-7, 6-3                                                        | 公共下水道事業                | 管渠設計・管渠築造工事                                             | 水環境課 |
| 6-2                                                             | 簡易水道事業                 | 配水・水源施設・配水管整備工事                                         | 水環境課 |
| 6-3                                                             | 浄化槽設置整備事業              | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金                                        | 水環境課 |
| 1-1, 2-3,<br>6-5                                                | 消防救急整備事業               | 小型動力ポンプ積載車整備 (更新)<br>小型動力ポンプ整備                          | 総務課  |
| 6-4, 6-6                                                        | 地籍調査事業                 | 上六嘉、上島、鯉 (R8～R12 事業個所)                                  | 農政課  |

## 用語集

---

| 掲載ページ | 用語          | 解説                                                                                                                                                     |
|-------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | 総合計画        | 嘉島町将来像の実現に向け、施策や個別事業の取組みの検証等を通じて、施策の基本方針及び目標を定める最上位計画のこと。                                                                                              |
| 8ほか   | サプライチェーン    | 供給連鎖。<br>原材料・部品等の調達から、生産、在庫管理、配送、販売、消費に至るまでの一連の流れのこと。                                                                                                  |
| 10ほか  | リダンダンシー     | 冗長性、余剰。<br>災害にそなえ、通信、エネルギーなどのライフライン、重要幹線道路や重要施設などの物理インフラを多重化すること。                                                                                      |
| 10ほか  | 業務継続計画（BCP） | 自然災害、大火災、などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。                              |
| 12ほか  | Jアラート       | ミサイル発射や津波、地震などの緊急情報を政府が発すると、人工衛星や地上回線を通じて市町村の防災行政無線を自動的に起動し、屋外スピーカーや屋内受信機、メールで住民に知らせるシステム。                                                             |
| 12ほか  | Lアラート       | 地方公共団体が発出した避難指示や避難指示勧告といった災害関連情報等を放送局等多様なメディアに対して一斉送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。                                                            |
| 17    | マンホールトイレ    | 下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。                                                                                                   |
| 17ほか  | DCAT        | Disaster Care Assistance Team の略称で、正式名称は災害派遣福祉チーム。<br>避難所などを巡回しながら、専門知識を生かして高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児ら社会的弱者の相談にのり、福祉避難所への移送、入浴介助、福祉用具の選定、心のケア、高齢者の運動指導などの支援にあたる。 |

| 掲載ページ | 用語           | 解説                                                                                                                                                       |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19ほか  | DPAT         | <p>Disaster Psychiatric Assistance Team の略称で、正式名称は災害派遣精神医療チーム。</p> <p>被災地での交通事情やライフラインにおけるあらゆる障害を想定して、通信手段、宿泊、日常生活面等で自立した組織であり、被災者の長期的なこころのケアにも対応する。</p> |
| 19    | エコノミークラス症候群  | <p>飛行機等の狭い座席に長時間座っていた乗客が、機から降りた直後に倒れる病気。ロングフライト血栓症ともいう。</p> <p>足の静脈に血の塊ができ、その血栓が肺に詰まって呼吸困難や心肺停止を招く肺塞栓症(肺動脈血栓塞栓症)を起こすこと。</p>                              |
| 27    | ストックマネジメント計画 | <p>膨大な下水道ストック（資産）の適正な機能を維持するため、下水道施設全体を対象とした維持、修繕および改築に関する計画のこと。</p>                                                                                     |

嘉島町  
国土強靱化計画

発行年月日 : 令和8年5月  
発 行 : 嘉島町（総務課）